

宋池蜜乐店士
文苑之

出羽國志士卷之四

出羽國風土記卷之四

田川郡
日錄

大山料

同所城跡

御陣屋

稚尾大明神

杏倉山

愛宕堂

廣國山勝傳寺

羽黒山領

阿久谷

羽黒大権現

六所社

本羽黒

月山大権現

六所以下羽黒山

鳥海山大権現

大堂ノ前ニアリ

東照宮

鐘撞堂

地藏堂

影堂

能除堂

祚興舍

五重塔

下居社

黃金堂

大馬松

常火堂

峯入堂

急佛臺

官司

執行

別當

女別當

長史

學頭

院主

三先達

在廳

御師

目代

夏一職

李聖上房小聖

神子

減罪方

龜山伏

羣仕

K290
Si
4

大工

犁牛山

出羽國風土略記卷之四

一大山鄉料

大山邑友治村
妙押村
朽屋村
東麻壯田村
二口新田村
千安元田村
面山村
湯ノ瀬村
播磨村
溝脇村
菖蒲沼村
序無村
新無村
序村
角田村
若向角村
东沼村
天神豈村
尾花村
福田村
丹羽無村
序村
中郡新田村
下小中村
無字
一力八石十斗石
斗口半石

合六丈

一大山協

今、か一云記は大浦協丸又尾浦協丸と
小ち氏曰け協の姪姓も詳ぢくに天正十二
年まで或為家持と同十三年立勝庄内と
飯一にて協代を主とせん年三十五上高光と
モ附立勝の協代松平信濃守^守協と號て討
死もと云々又一説は武藏守秀より南氏
とを二十代とと予算六十九代ぢり一代
脱毛すやモ内大梵寺と名ふ一ニ二人
一トありたるに幸ふ二場へハ耶士をみて
出陣すよとめ大梵寺へハ大よりチ官寺をり

されも附とて嫡子松を嗣て協をやうと
めゝて立勝もあり一トや主を立信大梵寺と
よぶ稱一ノリもや又武藏の内出羽守と
いつゝ二人ありうちが根は戒名松よ稱と
をち信王法を立ち候ある事よそ宣下の
半とふり（主出羽守）モ職事白の遠ひす
ち信是をあらも今も地頭を務めて西司
とたゆつてゐる所り、や矣家の式目一回司
飯取と飯山及岡東四口入主右近衛左室作

社仏寺為か而進じ於少は佐東を今更に及
内に入とあり、且倚とも、此日の体ある所。
河内大梵寺ニ塔の事をす。或爲事へ何を
此日の事体を下するつまや、ち後人へて事
氣とへて、古代ハ今世の様すハあくた
き為事代この下に法說を集めて置之。

武藤景頼

店肉あ付よは人添年^{アシタニ}の金錢の附生拂れ
られとも馬^マの主人よりぬよ梶原京附
はれこれ後故免ありて出羽^{スル}店肉を賜り

法士の旅販とあとあり、伝正^{アシタニ}本經を引いて
系彩^{アシテ}資教の譲ぢ^{アシテ}一とし^{アシテ}室^{アシテ}資教の
説^{アシテ}、本鑑九^{アシテ}是^{アシテ}日文^{アシテ}添又年^{アシタニ}正月十九日
若君御方結構風^{アシテ}摸^{アシテ}大臣饗儀^{アシテ}判官邦
道^{アシテ}為^{アシテ}有^{アシテ}誠^{アシテ}嘗^{アシテ}此事^{アシテ}而^{アシテ}近^{アシテ}江^{アシテ}司相交平胡錄
差様を緒付様不分明之處^{アシテ}三浦外預^{アシテ}因
人武藤小次郎資賴^{平成家臣監物太郎}彼失事^{アシテ}
得^{アシテ}故實^{アシテ}由^{アシテ}発言^{アシテ}義澄求^{アシテ}次^{アシテ}伺御氣色^{アシテ}内
々雖可^{アシテ}口^{アシテ}仰^{アシテ}之^{アシテ}若君御吉事也^{アシテ}爲^{アシテ}因人爭^{アシテ}
役^{アシテ}哉^{アシテ}、仰^{アシテ}曰早所^{アシテ}享免^{アシテ}也可^{アシテ}令^{アシテ}沙汰^{アシテ}

之者資頼開愁眉調進アト

助平口

店肉あ波よ出羽もとあり、

盛氏口

店肉あ波よ播磨もとあり、

氏影口

店肉あ波よ出羽もとあり、

長盛口

店肉あ波よ出羽もとあり、伝正曰長盛もと
大梵寺と號した人曰長盛ハ今の萬昌の

協よ位を廢よ大梵寺出羽守と號せと云々

師氏口

店肉あ波よ左京方丈或左京亮傳正曰長
盛の子あり松尾小次郎と号す今萬昌と
號尾浦との間に松尾大明神ありそひに位
縣を一ノ山とそ手梅もとに大いに像を上げて
は位を一ノ山と號すお半身坐りとある
に松尾大明神を是が故にて松尾小次郎と
云々ナリ又ハ情文を伝作にてハ情文と
内と稱せられ一例もあれもす

氏平口

東經十九年毛出羽國大泉庄次弟氏平
とあり、同二十二年毛に大泉左衛門尉氏平
と見之す。

親氏

敕氏 橘广守

淳氏 出羽亮

建氏 右京亮

政氏 左京大夫或證岐守

羽山五重塔極れ之文中に大室寺武藤

讚岐守藤原政氏とあり、同山毛延毛松堂
色去忙よ毛延左京大夫政氏戒名淨雄
道号法山三月七日とあり

澄氏 四郎次郎

氏說澄氏之弟

左京亮又左京大夫と見之

譜赤秀

晴時 左京大夫

毛松堂毛去忙よ政氏の息に毛晴時と見之
毛より二十一年の附五月五日加茂より取

主て上院五位よ辯叙一左京右史とぢり回
辛酉年天文十年十一月廿九日卒去戒名
空山淨真ち佐林以下る余人成志良と有
伝正曰天文ハ義晴將軍の時代ニ膳の字を
ゆふよやと云々

親九郎某口

諱東考け人一説よ上院謙信の姪ことあり
親ハ弟の説よや云去將よ戒名鴨川淨昌

天正九年八月利日終焉とあり

義氏口

朝

御内よ出相るとあり親九郎の子よやけ人
天正八年夏辰午時戴を信長より下されど
よや、累進を経ひ町民をくじめ郷士の
あい小討れてゐむと云俗惡臣取といふは是之
善法の云去將よ戒名淨影桃翁令日二月
六日とあり、齒正法寺の位碑より香香院
波前京北羽州太守桃翁英公大居士天正
九年辛酉三月六日云々又ち中に石碑あり
文曰謹以羽州太守桃翁影公大居士相
當六十年忌奉供養神靈也于時寛永十

八辛巳歲三月六日施主敬白右意趣者
當寺前代之大檀那春日大明神四十九
代後胤鎌足大臣御子淡海公末孫武藤
左京大夫藤原朝臣義氏庵塔也前總持
正法二十八世壽山淳寧院^{シヨウニイ}去忙
正法寺の位碑又石碑の戒名又享一換ぢ
らん伝正位碑の方を看とて位碑よゑ此
とりの、左京方丈の唐名よりて菊氏の假
名之羽州太守とあり、ハち御玉法をもん
猿は稀きるすのうり哉爲亦よ生羽守と云
ハ皆け歌とあるへー、

義興口

庄内ぬ波田菊氏亡後徒士坪儀にてあく座取
のゆえ左京乞庫額義^{ヒサシ}を大浦の協小移
キ後部のき詔をつり一むとあり、且^{シテ}仄^{シテ}云
状不^シ菊氏の物とあり又曰義^{ヒサシ}實子ちをに
うて越後^{シカ}が庄重長^{シロ}を考子とも云
人三十^シの年^{シテ}上^{シテ}と今^{シテ}一^{シテ}生捕と云
云上^{シテ}家代中山^{シカ}と云^{シテ}人^{シテ}が庄重長^{シロ}と合
戦^{シテ}云蓋^{シテ}有^シ庄内越後^{シカ}とちりと云

卷勝口

義定も去帳より平清高帽子名^{トモ}名のにいたる
十七よりして上洛在京左近坐羽守義徳より
並下、モ既天下より替りて義徳を伝列す
移さむことあり、又羽深紀又し毛尾浦協代
の弟下にそひて天下一統して右圖秀吉公
の上意よりて毛智ありき義定坐羽守義徳
伝列へ移さりと云々。毛内御使は曰ニ上
出羽守義光徳を巧よ一て毛内の士を憐み
有一て志を義光より毛内^セめ密より義徳を教

さんと謀り、毛君の臣依頼傳中といひ、老徳
志を義徳より運て義徳を密より毛内を我家
士を説て同郡の士小圓因幡り方に送てを
り。義徳は西に移りて一五年を歴り、相
前徳出奔り、一々、毛内よりつゝり、義光
の所に入尾津の協代より、毛内よりやま云
義を毛一毛内に仕を毛りてむとわ

協代口

中山去義定上家より毛之或從より、毛内
右馬助ハ協代より去義定、以爲之也、毛内

已去狀す、那代中ふき草とあり、那代
中ふき草の譜すや、伝正曰是大正十二年
より因十二年あての事ニ又大枕寺の傳代
スハ玄上よりお表筆紙をせんたり、伝正
曰少誠軍侯は大正九年十一年の、傳正が庄重長り
二男千勝たまひで大富おとしきのちよとん
といへた第だい六生子出生を一により千勝を
名すんとを重長榜りて合戦よ乃の一に
名前玄上表光よか努を遣て相之重長ハ
危神あわじん長つち中多神なかたかみ川正信まさのぶ川信のぶ
あを神かみの庄内やまうち（井）入て終よ難翁なんのう翁おきなを
入部いりべすを大室おおむろ室むろ翁おきなと名めいするとあり、又
庄内やまうちよ中ふき草なかつきくさをきき仕つかむをゆ
一むとりのよえ後ごよりくて翁おきな宿しゆく一
翁おきなを翁おきなの義ぎ又中誠なかまこと重長じゅうじょうを榜ぼう
佐さ翁おきな中なかとふふ一合いつか又庄内やまうちをききさんと誠
佐翁さおきな榜ぼう一庄内やまうちよ及入およりいと呼よ一ツ、翁おきな光
ハ翁おきなの勢ぜいよて尾浦おひら（かね）一庄内やまうち勢ぜい合あ一
カハる誠後まこと本ほんの侯こう有あ北慶きたけい又、ゆ治海村じかいそんああ
而めぐに岩いわを擣つぶ、柵さを付つて五口ごくの款くわんを附つ

トも、重長辛計を以て、一写左を磨て、右
へ及へと、半ばそれハ略々、左内筋、越えに
討り、そのハ、百十二人是を、安中守の
合戦と、十ニ里余合戦と、りん、左禪寺右
馬亮を、主長は、討れ、うる、徐其行、川、室
之御本寺記を、申ふ、云蓋ハ只一説、侍一人、お
色済きを、湯田の、滝小剣、上川の、拂子口と
する、主を、あ渡、一ノタリ、希代の、徳事、こと、今に
人口、よあれり、云蓋ハ、支、より、差、御、吉沃
村よからりて、大人を、累、因と、て、山城、よ、宣
多代官を、まく、て、元、因を、ちう、一も

上、薦、行、り、と、そ、よ、る、日、の、合、戦、小、馬、渕、川
こそ、主、工、努、へ、石、余、人、被、乞、は、討、れ、是、より、左
内、一、宿、よ、系、勝、の、手、に、入、れ、も、而、に、延、代、と
多、代、官、を、まく、て、元、因、を、ちう、一、も

協代

横、屋、表、三、房、工、技、取、並、より、主、乞、伝、正、或、說、を、引
て、曰、大、浦、ハ、横、屋、表、三、房、松、本、伝、法、代、乞、と、き
而、按、ちう、に、天、正、十三、兩、年、か、十七、四、年、と、み
年の、方、横、屋、氏、協、代、を、され、翌、十八、年、伝、法、
代、乞、と、

松が伝法よは又十萬お漏上校取より西之
ト治ちあつを大燒寺の所よあーと同附

回

口

治ちあつハ慶長二年二月上へ切入候附傳州
吉勇の名ありによりて主工部へ治ふ(きよ
一伎をそーりれた御事をと第先の乞と
お戰い役乞とたよ討記とくは末代の人
見へと極きるに松が伝法討記の附け居を
焼き三後居館を築するもや元和八年相
馬大膽亮皮ニ協をとすとこれたり附も當協

を更云波の半ハ見へとあ供すより(と)と
よく御法記おの圓記よ大浦協尾浦協たあり
齒邑よ大浦山勝安寺としよち承りう齒協
を祝ふ(と)ち承りうや又齒而褐尾社をひて
産えとん尾浦としよハ褐尾浦の贈徳うや
浦よあくにーて浦と云ーハ嘉祥年中地勢
參改以あハは下海きよありうりを後よ居と
別ゆよ核(こゝろ)うや又ハ那井へ海水漲入
るれ出する名よや勝安寺を大浦山と云
キあを浦側となりうる所よの古中より見

等の出来を見て工古の地勢今と同り
 さる事あるべし。一、極大よりつりよ年代の
 事とふりとも古記詳列十又二年奥州
 勢着坂が顯宗に上洛の事下に伊達伝史
 金沢大澤を尾津・宮利・毛海・大山ニ上者兵
 とあり、同毛大樹根河左原源河系合戰の事
 下よし尼郡に吉光よ渡りきて軍に利す
 とりふ傳曰先序ハ結城工部入道伴達西ム
 伝史並平郡合戸子金源只一毛よめて向
 二度ハ秋田郡外毛海三郎・金沢新八・大山
 菊浦郡合ひ子金源とあり。

一毛橋山

大山橋山の上より、古人曰古ハ赤子トサ
 ありて源氏のつま大瀧月休といふ人城代
 トリートモ、小寺伝正は說を異秉す。とん
 予續古平記を見るに二十九毛毛利安州關の
 素下に安州の安政斯波たまち安政直因
 宮上源紀左支毛利ハ代の將軍安政公(か
 努のる軍勢を憚れ)と因よ當主の武士二
 十二人とあり、毛内大燒寺毛因毛備とあり

強いた人の話もねちきるはあくを、伝ひ又
曰ふ猪山を庵浦のや場とひかへ置ぢり、
上よびキの清水たりてかに水のまち
是を院に絕頂より立ちの江喰送いの江
もありまことの事徳とひかへ強れを場地の企
もゆり一ゆのりとく、青色猪山院ノ井
あり夏月ハる金引是を汲よきに毎月又
三十六引の汲度毎日一引にね十石を汲た
一は井水多事か一引猪山の勝水を弱弱
一といへたをき夏月もかト、深也あり

庵へ塙入水を濁て、すい水がも増りて今
ぬきよ、あくも塙をよや、猪山院の井水
る、一よわむをもた一日一夜を待て二石の
水を汲得、こる人の湯、補へきよや、猪
山成千艘協へあくられ、財、人を人の
用水よ一日に一本を量て、馬の饲料火
矢を防の値とよ用ひられ、下り半弓平記評
判よ委ト、成ハ數々を飲んで、大
名がされたハる人こそ能協をくれりとそ
ま後家ハ郡縣の主よ、て一の主よ、あ

らすけ橋よ振り振りへるゝ二人のひとすり
とりがへーー、善哉よ、一箇萬千を擇ふ事
とぞ老矣男女ともに能堪ちむ、良家の油
沽よ、ありするよや、古きの様よ賈く二人は
山の要害よ侵よき來を見立橋を擇へてふ
きの伍と一木引ゝる人をみて是をちうじ
め岸にまづの協ひよ彼を擇て若佐を一と
見へたり、予尚而よ數年寓居一社地利を
見るにまづよけ色よ歸れてまく又度一
橋ちうに大ふとりがへゆのが名よ一木

邑名よも聞えりと見へたりる橋よとりが
橋を擇へて後の名ぢりへ一木橋ぢをひあは
仰そ橋の名あらんや、伝曰、系勝の協代
ねか、張法は体を腰て討死一木す、系策
りを協ひのこやりえ和、年酒井家へ店内
をあひて後正徳元年酒井家内を浦殿の廢
子佐井守忠解に大ふ一力石をうち賜協ひの
下を廻査とも寛文八年半十一月廿日當
而よおみて病死(林寺ハ達墓の地にて)能嗣
ちきにより大木飯一力石がねきむとあり

齒餌の年予り元を貰數とあ送もあ併
を見て刻く一ト大山一島のまハモセル一斗
二キ九合と一紀よりく

瑞山の東ハ大山邑の中央よりて道林寺
度母寺勝安寺があり西ハ三橋山ニ有リ
寺念寺ありシよ玄岩の表山法寺お尾社
善法寺ホアリけ山をあと一山を後と云
お後は度母の塔二ツあり境内の用水と山
山下に塙あり農民耕作のる左右より是を
継め今い草を引りあと一等地ハ旁地とあ

きりに方を見れを務高經又よ鴻羅ト古
人毎年三月十六日瑞山に上りて拝焉

一 序 陣屋

古代官の居館なり常より下代を至秋月通
下向一派色の若無氏の可字御記の年を
劫合をうり寛文八年申十一月丙午伍中ち
波卒去大山飯公ぬをもれを後ゆ少庄屋を
建て役人をあれ一とぞ達照する年記并
寛文八年申正徳二年とに十六年の
写内紙又古代官姓名更代あの年考あ考

追て繹へ一、正徳以東、詳より記之正徳二年
八月六日翌年年五月と丙午代官諸臣奉之御
使同年五月六日享保六年正月と八年極極
去方更役同七年夏秋山產方更役同八年
却春山劫民郡役早安川庄西郡役同九年
年正月正月と一二五年小郡役方更役同十二
年來夏管之因春山劫民郡役丙午役同年
正二月六日七月と小郡役方更役同年七月
六日享保十七年正月小林又左衛門役同十
七年六月六日十一月と内山七三清役丙午役

固子十一月十五元文乙未十二月十五年
日卯小吉丙午庚辰同庚十二月十五日卯之丙午
清左弔皮黑沃率丙午庚辰同庚十二月十五日卯之丙午
申巳寃保二戌年己亥年丁酉月庚午日卯之丙午
同二年戊七月十九日十五寃延乙年辛二月十
一日己酉升家一丙午同年二月十五日癸月己酉
分丙午後宗村丙午庚辰同年五月十五日壬午
子年己七子年天卯市十卯庚辰翌七年丙午
丙午後川侯平丙午庚辰同八年癸未卯卯市十卯

一 梶尾大明神

宇二ニ是ニ高田御の下に近ト侍れハ體ニ社
地山の方に彌陀堂あり其處御法の石場
す處光山の石を坊主所と曰ク社處系は
石ハ社の石にあり世人和歌を詠トてま
納モ中ニ社藏の歌あり姓の下に短句の二
字を言短句ハ 勅許の早ニ王法を志した
根よ稀ナリ、浪写多矣

一 稲荷大明神

沙鹿山の精也ナリ享保年中歌ヨリ宗
源宣旨ゆりて正一位を授くる世人歌を云
一位稻荷ミとまで云々古より玉法をも
を歌テ安東ニ当邑に詩文章を歌む人々
あれたほ史の事ハ其熟ヨリてか法の事
多くあり。

一 松倉ふ鳥頭歌者

古ハ楠山の松倉といふにあり宋代キ
田の内よ近キヤモ唐仙と云傳ヘリ別當被
驗主代醫僧也とあり其事と稱モ安安
二年山寺ノ事の事に中止ねゆ行澤ハ

總光寺のち大仏同所灰川あが奈妙院のち
とあり今碑にあめ院とりよ名ぢ按
ちるに松倉ふ先代の別當はあめ院とし
ありたりよや

一 睡室堂

一紀曰大ふと鶴子島との間に睡室堂あり
是生年三十五元亨寺を一而すりて寺の名
巖光建立一而すけ西中寺とす安ら回也
とくと吊のため毛宗大陸現を勅請と云
やえあるを詔すり程進て緯ぬ一而伝云

一師大梵寺より尾浦の入はと今迄一里半所
也東方十数里二十数里余ハ是を以て名付
美羽の宮西に坂東方の宮ありとくと
里あるの因よ美羽據といひより尾浦坂の経
き行京川宮と御といひ人神紀一する祀嚴
を葬する據ことを

一 湯之浜温泉

湯之浜村海色もあり大ふより一里よほど
す又月湯治のものかとあり小庵あす効
あり

一廣國山勝傳寺

播磨魚田村にあり、ちく欣七石、ハ半、石下、一石、
面、或る處よ播磨守と云一人あり、支、より出
す村名也。

一羽黒山領

大年付

下の瀬村、下高田村、後国村、横山村、高見村、
二テ沃村、松尾村、淀川村、手向村、坂川村、
毛利村、羽黒山塔ニ柳村、ニ柳、紀海郡、
有る九十ニ石ハ半二半、

一羽黒大権現

延長神名帳よ田川郡伴坐波神社とあり、
是ぢり、羽黒山の主家より出る羽源記。之
由雅集の詔誥を食て考るに多々神王
依姫命よ一て、三天行天皇二十一年六月
十五日昭て室那に祠り、全文書未記不審
の下に委託也 其後阿
久神とひふ而よ移住し、後世よ云、今の大堂
へ移し、や地化と合一よ祭マリよや、又阿久
神の溪洞を今に改めたる地と、二福山神
のあとくや後もく供奉ハ大堂まで移り
や、又ハ社古ハ阿久神の上よ社ミタリあり

羽治記を考れも今の大堂ハ本地堂と見
たり。ちかく今り久きをか羽治といひと云ふハ
被り。今のが羽治へ近きとしるへ。うち詔説一回
ちくをる歲の限といひへ。阿久答の事本
は江主。梅伊與波とひが、出羽の方を出ゆる
用川郡のあ名ちらう。別毛よね多江侍
も贈え。小寺氏曰伊與波神社をあるもの。す
もち伝る年以もとハ羽治が堂額伊與波神
社とあり。しとりて、伝に又曰東經萬經記
の事を外那史。およ羽治と稱して併呼波

神社とひが事も一乞又。後をあくとといひ
ハ後日中紀三代玄福ホを能見さりり有之
ニ山神集よアヘ。傳。俗正流海の教よ貞享年
山主の傳。傳。山主をりて。の奥の山主と
詔。一又。芭集三翁も系義をされ

羽治や山を出羽の初め也。

とりどりをあれられ候る位下達祝出羽月と
吟。一又。酒田政暨出羽のひとよこ成ハ天立
出羽のひとよあり。古歌よ。陸奥よ。をき
出羽のね御のゆにとより。歌の心別毛板

桃青

表の下に社をけよの牛王よ羽の字と
の羽を作り羽を出しあらわしを控へる
も、向村は舊小屋とりて而あり築き
ゆりて羽のふとし草芦郡ともよしき。
半ちり

由理郡赤岡飯田村より伊豆波神社を勅建
する社あり是又今ハ羽鳥社也現ともり、
中古羽鳥伏被地へり酒井村の社家と有
と一毛は牛王君教を引らるハ十七年か
承保元年に下す。山伏西翁あり一に後

九死一生の大病とすり醫術を乞ひよ詔あ
し、社家神あよこゆりて丹誠を乞へて祈
りてもの日よ平倉を乞福感神の事と仰き
謝れぬすめ技下す。牛王君本を社家へ附
かれて山伏代々引あすの牛王君家之後
社家より牛王君教を引初穂を収納まへき
よ一整約一モ数落院と一にて牛王君本の
裏あともねる年を経られても後之の文字
皆ち陰とありるはれや氣承保元年出羽
神社とりて文字今僅よあれり。神号の下

主山伏の名あり。りとそ、幽冥社靈廟、後
は故を祀を一とぞ喰ゆて上系ト吉因表
羽鳥社、其代の圖より江根津社常陽寺
社神を祀代の圖より食福龕下を羽鳥と
式よ大ぬ玉神社とし是ことゆ出一と
出一とす。大玉神也。

延喜式神名帳より羽玉中九社とあり。而謂
九社大ぬ玉月山小ぬ玉主をか里主佑の義。

伊勢波波宇志別鹽湯度副川の九社也。
何きの社も多御神一神よしてお殿の神あ
きりなよの中九社とあり。お殿よ多御神あ
れを伊勢主主のとく 天照大神一社
お殿二社を更ち神主社をお殿二社と事。
本國史の例ニ伊勢波波神社もの中の式社を
れを多御神^古神速、玉依姫の一社と見るべし。
羽鳥ニ而禮祝と稱もす、後世の半也べし。
第經記七ニ見よ羽鳥禮祝の拂正神觀焉
おハ一神を主とあり、けほどハニヤとし可矣

ちうりーと見へたりス。今の大とく取黒湯皮
月山三面ふして強院大日觀もぢりとり、
を第經記よ行を觀る一神を羽黒大龍觀乃
庄西神といひて其神と申すとてを申す
之る二十二年あ承暦二年の御詔より御主
三面龍觀とあれを代の事た見へと御た
三面ハ羽黒一山の内ヨ列ニにありて同坂よ
多るの宇多ハあくまでや、聲云ハ龍院三面
龍觀と一緒によ稱されると同坂より行け
ずえ。羽黒神多被列ニモハ空津ありし

同坂より下を捨列ニ羽瀬泥瓦を見ゆに大
堂内も洗のあよ達みへする。堂社のうち
月山大龍觀湯皮山大龍觀あり是をみて
考れ大龍觀大龍觀と同坂より湯皮兩龍
觀を多くにさかんと巨細の事ハ未よ何ん

一室御賀原

今ハ室御大統御とよ考。大堂の東ゆの下
にあり。今ハ羽黒の御地よりもと吹付れ
とも御主御記の説を以て言ふ。そ名を出さ
れ。、承行天皇二十年庚寅年称 勅を

更めて山陵迄は神祠を祭めず附其良
の墓よりも一は伎樂の事なり。而稱墓
へんとはゆふ附小鬼也と考へぬあり。乞
仰故よ宮よ來れりやとのめり。而称 勅
令の教を差して神乐の事耳ことあれも老
翁言て曰。葬の嶽ハ昔か合葬す。後後の事。
东の墓ハ玉依姫 モトミツヒ マツヒヨコロ 墓鷦の星場なり。良頂は
玉姫の精也。又湖水あり。旃達伎樂
を奏せと告げてまくをゆふけ祭を帝に
奏一て翌年六月十五日皇納賀るに三神

の社を奉創一ゆふとあり。が文書ニシテ書
中良の石窟の下に社一侍れとも又さうに
か文の御をわづけ侍る。極ちるに葬殿と云
月よの半よや生身よりげ山窓よ端。ワ震
驚と、洞正よをりふ元内のみ伏法神効信
の古井に洞正大権現正觀音軍 ササ 利妙見
あり。參鷦呈場ありといふ。幽ゆの火石
水石をいふや。火石ハ油にてとりて放
のたの方にあり。其中火を發せり。半仰り

とを、海神は遠洋まで先を見ゆる事多^く
とりよ、冰石^{いわ}か山更^よりて水を出^す耕作
の用水とちむを代領主の鄭士火石^{シロ}の石の
車を徳^{とく}より御^ご二ツ石と名付^けて幽^ゆよよま湖
一ノうりと呼^よ侍^めれたいはと見^た民頂^{ミタケ}を
玉姫^{タマヒメ}の精^{ひき}を一ノうり湖^{タマヒメ}ありと、猶^シ乃^ハ
池^池仙水池^{せんすい}をとをりふ^すも、洞窟^{どうくつ}記^き六^{ろく}に書^か小^さ
精^{せい}氣^き大明神^{だいみょうじん}とあり今^ハ、羽山^は櫛^{くし}社^{やしろ}とりよ
社^{やしろ}か、仙水池^{せんすい}の車^{くるま}三^{さん}山^{さん}雅集^{がじゅ}に仙^{せん}社^{やしろ}を仙^{せん}
八大龍王^はの事^{こと}を記^き一^{いつ}侍^めと長^{なが}久^くれ^るハ照^て之^を。

豊玉姫^{タマヒメ}、海神の玉姫^{タマヒメ}ぢれを社^{やしろ}侍^めもありて
八大龍王^はの車^{くるま}を贈^{たま}え^ます^まや、皇^天御^{みこと}御^{みこと}
の三^{さん}神^{みわ}の内^{うち}湯^ゆ皮^は櫛^{くし}社^{やしろ}とあわ^まき^まハ是^{これ}
とも今^ハあち^ま羽^は月^{つき}山^{さん}湯^ゆ皮^は三^{さん}山^{さん}櫛^{くし}社^{やしろ}といへ
とも陽^日皮^はハ列^は山^{さん}山^{さん}湯^ゆ皮^は三^{さん}山^{さん}櫛^{くし}社^{やしろ}ぢり^ま
和^わ海^{うみ}波^は湯^ゆ皮^は櫛^{くし}社^{やしろ}あれ^まよ^ま羽^は月^{つき}
月^{つき}波^は湯^ゆ皮^は櫛^{くし}社^{やしろ}也^ハ。諸^し怪^けを食^くて考^かれ
とも^ハ此^こ和^わ海^{うみ}波^は湯^ゆ皮^は櫛^{くし}社^{やしろ}也^ハ。是^{これ}を皇^天御^{みこと}
御^{みこと}事^{こと}も^ハ此^こ和^わ海^{うみ}波^は湯^ゆ皮^は櫛^{くし}社^{やしろ}也^ハ。是^{これ}を皇^天御^{みこと}

三山雅集曰世有大皇山萬納寺と号一ニ
百傍の左陽あり、能除禁闇を出でけ西
御引走一絶は昇天ありてより民俗繁
一塲祖^ル之故祀^レ皇帝^ス那とひよりは名を
あきり、門の撫堂社の庵今もの見へを
卫と云々、

羽浦紀又之巻を見ると、に統那寃竟院と有
同之卷は統那厚昨寃竟院澄室とあり、
或車の巻小社除古子と是^ト一人來て店
内^ハ玄上^ハ先のまに属^ト、^シヨー告^ム

といふ事あり、モタヌの後^ハ化^化シ^ム伴一人よ
伏一人伏ひて又ある御^スモセ白色東^ハ
ナリとてけ坊に泊り曉方出でね^スよに^ハ
て是^トも玄上の地へ誠引^クると思^クナリ^モ
矣を^シテ是^ヲ歌一首あり、

附、もるよーあきぬとも志^シー^シて

花^サム^シ乃^シれ^シ枝

前夜伴ひ下りて伏よは名いりにとゆい
されぞ我ハ花索方の頃礼度^スの一畔と
りか者としてすり付^シ、羽^シ來つと云^フ上天

意の者ぢりと云ふとさへ、其先軍隊一隊
を内侍まで參ひよはゆての用の事ぢり。
是より七年同月内侍二十二人皆内侍の姿
とあり、ゆゑに呼先遣にて又内侍あらての
事あり。一呼前略、大因義隆の臣下とあり
後より出羽守源軍仲とあり、左馬林文耀
院月心法不と云ふとモ、一蓬或一至と有
あり。ゆゑに常佐と云ふ佛人よきつる去面
外へ一雲とあり、羽流記の號を考へ、皇御
の坊名羽忌ふへ居を候。一トナリカハを
代の事にや、皇御を羽忌といふ訛も有。

一阿久答

東照大權觀の後、よしりて、おわり是を阿
久答といふ、祕而と秘して、事務を許され
を委々とく。也利をあらそ教、年立侍る山伏
より、ゆゑに湯の沸出る所あり。と、いふ。羽流記
ある是曰阿久答、り洞を、^セ權觀生身にて
密詔一のふ、本地ハ久主を成道の大ち、和光日
瑞乎ト生。俗傳、^{ニナトリ}禽鷹地神も代、昔か合ひ方
三の内娘、^{ハサウエ}あす生を、服薦界の二所觀ありと云。

下生といひ下界小生をもとといひ半身もや接を
もに羽黒社觀を一神ともす。說よや同古曰
若一王子ハ天神七代裔伊弉諾伊弉冉尊
モテ地神五代の始天照大御神の父也之
はニ神令貴元年壬午年五月八日彌陀大
日觀ものニシムと記れ阿久比岩の溪洞ノキ
微妙而能除大病よ告る曰と云々 若一王子神
社伊弉諾石
の上より天宥の時代久谷よりは西ノ枝一ノ山也。及
ヨ列南を伊弉諾山若王子と号しこそ天宥の草創ニ難がる
所也。而謂ニシム中ハ金剛界工品上生ニ有彌陀
伊弉諾尊すよ一て月山の頂上よ出現とあり。

左ハ脇彦界大日ヨ一テ伊弉冉尊モアリ。陽
海山大日無乃是主モアリと向リ。二山雅集ノ或
ハ大山津元余。或大己貴余。又安火。出見尊。こといふ。羽佐丸三
山雅集回ム。如て四年も。也。湯谷。ツノ半。ハ湯谷。ムの下に位
置。付れ。右ハ苟方。ニ坂。詔世。彦大士。天照大神
宮羽多。ニ。隆現。秀門。得益。の日輪。天子。アリ。と
あり。久遠。の者。大士。の誓約。アリ。一ツ。枝桑
の玉化。を御。タん。と。祖神。と。あ。タ。有世。乃
切益。は。傳。されて。齒初地。神五代。苗裔。鷦鷯
草。昔。か。合。の。白。母。治。倉。嫁。と。現。一。タ。今
け。阿久屋。ニ。高。江。一。タ。里。糸。を。タ。半。松。方

有千歳と云ふは説を控とち、阿久答ハ今
に移住の地よりて大屋、や地仏よりて大
元會主席の足湯より、諸説を集めて考付れた
仏法より附會し、御法の神託より翻譯し傳れ
を逐一よ了解あり、
よにち家の説就世主、天照大神と視し、
天照大神又下界にあみて伯禽鷦鷯と視
て而久若より候を、
ちり中もたじ右のあと一二世を立つて視
ぢれを既と又乃侍るに及び、
見るに昔か合尊を映玉依姫を妃として
尼男ハ生をみ、
又伯禽鷦鷯とひく余す、
二字を后妃と作り伯禽鷦鷯ハ玉依姫の吳
名とも見る、
を溴沫を嘔吐ると歎よすをあふ事もあり
きハ玉依姫ハ海神の内娘ぢれを伯禽鷦鷯
とし稱を一もや、たまればこよ稚集より傳
皇孫の説より震驚ハ玉依姫と云へ侍るよ

諸本觀音祭文の古本より存合一侍る事

すり、后妃を皇妃と誤り、後より妃の字の旁と
脱して皇后と出づ。又、ちよ御神記を見
もじて云傳へ、する事をモ伝記一通也。

曰弘海能^{ハシマ}の攀羽山^{ハシマ}に於^{アリ}久
谷ニ秋と云々全文^{ムカシ}能除崖^{ハシマ}の下に注^{メモ}と今按
ちるに古歎^{ハシマ}

陸奥乃あくやの松ノありて
出ノ月の生原ノ如ク那

とよこーは西やけ数月の歌よ似て月

の歌よりも出世をへき人の阿久、言のね
の本にうづきて世よ出もひぬを月よよそへ
てよめ。歌よやとひふ人よゆうよ枝よ葉り
一松多くゆうとえよをすねあとくりへ有
草中遊行のわちうて、いゆ中の山伏しゆく
まぢとるや。ニ山雅集に能除老子ハ尊子
室子ぢ」とあり、紫雲記を引いた増子ます
古傳説の事ハあれた後焉の事ハ云々と報
らく。 宗教帝馬子は報せられぬ事
京都を遁れてはまよ下向一ゆい御、文帝

唐書院のゐに桂樹の弓をもひふ事をあふ
きこてゆへと月のあゆぬり船とく酒りる
古歌よやとホモム人もあり又雅集曰當よ
三十世別當天宥院のまる才差樹院宥海ハ
水を漱中納ミのち息ぢれそけち子の半禁
中元羅而よりて縛下さるくそよ一皮文也宵
て別水を漱及ば首をちるありられをいり
すも 崇峻帝の皇子すゝりよしひ尼山下
されりよーそくそり、皇孫の後あら地を
宣孫と云傳へ侍るとも阿吉の松の半村山那達
考の下に委託

一 半羽黒

老するよひ伏日阿久谷の田山の方に小山あり
半羽黒といふ中古を桂院の神祠僅の充余
生てはぬよあり一とそ、歎よ半羽黒とし
若をあそり今ハ多幸とぞりよ、嘗食する財の
山によ下りる事あり社事の役免を見ん當
老さんうつめうそをうそとくに半羽黒
みて見失ふる財神あに平伏一とそを以て
一とそと一公よ祈りれを立てよ免を得
うち靈籙の躬うち半身を廢し 積倉へぬも

139 後神祠を今之羽黑へ建立トテ
建立されリと云、主壇の林れよ平高
時正和二年に建立とあれを極ましより
ラス、除夜大堂はおいてゆ伏一人白衣を著
一免の面をりむりて免もゆといふ事也
ハる時は猶れりの時の神、ありといふ。但ニ少
雅集の後ハ是と同トリモあはすよりて
シトム一説すハ主那をも羽黒とりよ人
あれた今櫻ちるに主那に神祠を建てる時
一千ハ羽黒の山号であくまつや能陰ちる靈

鳥の奇鶴よりて羽黒ふとりよとニ小雅

集よりへたり、左邊出羽西里の元代と云
一丈里ハ鳥の字の證すにて羽黒山ハ羽黒山
の證すや、二代貞治二十年に毛貞親十五年
秋九月廿七日を江國黒山神社又位下と有
曰年、ちりり左よ當ひよ、羽の字をみてニ
字とも志りり左よ、該日が紀二十六毛天
平神護の事下に幸、弓削寺、禮佛奏唐手
獻樂及黒山奈師部傳云く、け文の事よは
山号すや人名すやあ考、又え史六毛手

紀元ニハ世祖又年七月丙子高麗王王植遣
其臣崔東秀來言備兵一萬造船千隻詔
遺都統領朵兒徑閱之就相視黑山日本
道路仍命號四維別造船百艘以伺調用云
け又云を召れも後日か記の事より人の名よ
や羽守の事記よ行もといへた事の序
國史の上を詳一て後日考のるとモ

一大堂

西面に向て十七間あリ、高さの
人内庫を見るゆのゆーすむかの跡を壁に因
陣の裏に煙を搖へ是をひ宮には切石もとと
に金具をひて戸を堅め簷車もーとモ、又
肉庫陣は觀音軍亥利め見の二像、其上下の二
院あり、何れも運基の地とそ、如羽守は上院
の勢をあらわす、車羽守記よ見く、**翠簾**の
のちに九曜と七曜、**曜**よあらず、神後も蘇我二
あり、**肉庫陣**の左右よ當仕切て左より大正の
像を安置、**翠簾**の室をへまつて、御座
籠現を効法、**右**左より白の二院を玉とモ
又秀衡の妹徳尼公の本像もとあり、大堂一

字に鑰九ツありと云々、いツハ煙上のみ、
六方の輪、一つハ内^庫のへ口を壓め、而輪輪主め
二ツハ室內の輪と云々、伝曰、室、翠巒巖七
主を無てモ内玉井あり、井の中、輪室を有
玉、うりとち傍もい多、之を七主の内と見る
人乎、と云々、或人曰、輪室の内、曰記あり
着火災ある、時ハ猶未、而輪燒切、輪室井の
中、に舊日記文災を遺すと云々、予を仕の
勇はあれ、もあ、傳を考へ、と云々、た、吹傳小
記、之曰、板の写の内、モ地内正、所とて、是後
八人余唐令、上て化像、ニ、斯傳付、する事の多
至角、モ察あり、有之、而玉井、大權現と輪
主、二乃、モ大將軍義教、大權佛、御川持氏、永
享二年、八月一日、卒、般律作とあり、永享、即る
三代、後花園天皇院の年号、下して、南、享、延、三
万二十二年、より、家經記、七、毛弁、唐の詞よ
り、謂ふ、禮貌の、内正、神報事の、おも、一、は、モ、に
とあり、施、モ、内正、神、とて、化像、用、ゆ、事も、
久、一、毛、事、あり、大堂、モ、無事、下る、内正、神、と
り、ゆ、の、も、觀、事、と云々

え福十七年東叡より一品公辨法親王の去を
 きよ額よ羽黒二面大燈籠とあり世人是と
 おいて羽黒月より湯底ニ面の神社曰麻子
 乃移をすりとどへりち家元院も又りくの
 ゆくより又祕傳もありにや予接もる
 月より大燈籠、月より頃より社あり湯底より
 之社なりといへた陽より石を神遊と列焉
 又列よりて東叡より山を配あります
 独ち大堂の内より月より湯底のニ面、有
 良の去日を後日に參りて去日社となり
 トとさり信光を勧請の社とひげ例より准

されを羽黒大燈籠、か羽黒より移をする
 一社よりて二神、後代の勧請と云へり
 天宥以あ是故證堂院の草案にて羽深
 记を見るに月より湯底、大燈籠を勧請とする
 神為、別名よ二社あり、まよ江を月より湯底
 のあゆ、ひるふ浦沃よりて至る月より湯底
 の事、移すを放よ船夕れ舟のため勧請を
 一と云へり、独ち大堂の内よりニ面の神を
 勧請といとも又古はニ山の神を勧請を

原本には
陸きどり

とになさる事ニヨニ山の祠別殿ノあれを
大堂の内ノあるを御陵はなさる事モや
是を極めれど羽黒二ニホトリシハ羽黒一山の
内ヨ格別ヨ社ありて大堂ハ三四の神の在
地仏を建ちて大元寺集の所場モや
羽流記云々曰大本堂トヤハ推古天皇
の聖徳あるの詔令にて有我大臣秉能
除大師を安置の所師と作き吉貴年中の
革劍けつせんと號ひを給たまし奉まつる事多有ありげ年元例よほんに
曰書同墨曰か地堂ハ阿闍佛而亦爲神社とす
アシトテムアシトテムヒミヒミを味みれを有あハ神祠じんしとギ
地堂格別じだうアシトテムアシトテムハ御記曰六十七代じゅうしちだい

原本には
陸きどり

三条院法澄寺さんじゆいんは本庭の附祠つけし爲ため禮觀崇れいかん南みなみ
寺てら守まもと云い高たかままと云い寂ぢ坐まままの号ごうを云い

五や是ハ古神社と化か園格別えんアシトテムアシトテムを有あ
舍すみああする事ことアシトテムアシトテム神古じんこの堂どうが有あす府ふ
將軍しょうぐん陸奥守りくお在原朝在原信のぶ衡ひら建立たてモのち深ふか
頼朝よりとも卿きよ被は送おも到いたととて去い肥ひ北きた昇のぼ平へい下くだ
而て之を後ご 後ご坂さか川かわ院いん安貞あんちゆう二に年ねん造ぞう成せいを後ご

後ご三さん条じゆ院いん寺てら宇う造ぞう成せい今の大堂ハ安貞あんちゆう七しち年ねん

宮上出羽守後達立ありとニ山雅集にあり、
但大室よむゝて故ハ六日詰より家
設あり、大室へ向て右よて而社辨又天室地
花堂、東照社、花堂、御前若室、能陳堂、辨天、天宿
深明土室、觀音室、大正室ありたりに天宿
宵云新室、渡引若室、能陳堂、辨天、天宿、社
ありゆき洗のあに、慈光大師室、庚申室、弥
陀堂、虛空花堂又智妙東堂、辨天、庚申室、弥
陀院ありそ外室社教矣あれと繫られ、
署之、

一六所社

三山雅集は曰詔神集會の天場ありひ而、
武說よ伊豆・官根・諏訪・伊夜比古・月・よき海
山とあり、予梅もるには因の月よき海よと
りく、吹浦村大内三月よのあ社を勧請を
一トモや、吹浦村大内三月よのあ社を勧請を
めぬといへ。されば一トモね引ホ今ア
ウリ、大内三神社ハ娘を海よせ候たあり
一故よ此引も唱ひ下るとモ、あゆい一トモ
とく月よき海湯底の勧請列石よニテア

又け西より月より海ありを御宿毛と云及
す。ちゑ月よりハ御院ぢり上品の強院中品
の御院下品の御院と云二神あれも二品
多きといへたすと云に御院を御院、御海山
ハ葉摩院あり葉摩院よ二品ある事を知す
了とに御海といふハニ品ありて二品より配を
した一品を。

御院迄云こ是日より案内者を先より御院
の御院ニ而大禮現の御院より面乃廻
一樓より御院の後園社壇を見ゆ一ノ間に

先方すに天地あり、浪喜源よりて御院御院
あり、浪の上より御院あり、左より二千二神の
觀世音菩薩を祭（立す）り六品のまこと
六品能化地蔵菩薩のまこと和光の子役とて
多羅を神と祝（まつり）を除拂大師多羅
あり、やと云ふ。又一說より、塔堂大師多羅
を御宿毛たりより御院區より一品を

一月より大禮現

大堂より三度口（下りるは右より左）

月山大檜觀とりふ歌あり

一湯底山大檜觀

羽浦記又こきよ乃へたり、今ハ釋迦堂と
稱して檜觀す。生をひもん。

一毛海山大檜觀

羽浦記よつてへたり今ハ多智の妙東堂と
羽浦記又こき曰大正寺^は佐原右より月山
湯底毛海三山の内後無ひたり。とき毛を
以て考れを今教迦堂と稱する。毛海山大檜觀
大檜觀又考れ來と稱する。毛海山大檜觀

ぢり事明白ありといへた今モ事をもす
猿よ化像をみて古法を亂せハ數^は一毛海
すり

一大正堂

三面大正の像あり。室みて羽正檜觀の内伏
を祠をも。義經記七こき曰羽正より祀と
人を大正堂別當護波の阿闍^サ和^ハと
てりとあり。并處の人よ差へする祠

一東照宮

天寶時代より舊有りや年季いゆく考へを

御遺物と一にて酒井家より是百俵御等

附、

一 地蔵堂

羽流記云々を曰ひて能化寺奥壇健郎原
着院の地蔵堂とあり。今ま後堂の
辛奴婆を承て記人の着院とも秀衡支姫の
石塔前光の内生祖萬象の石塔なりと同
記より(ト)

一 能化堂

羽流記らしを曰能化堂とヤハ上古より

能化の聖者にて能化自生聖徳あるの内後
すあり、父ハ治瀬翁の玉子とて 崇峻帝
のいはく表立よ立めぬ以あの中よもて
内生一々りり内取笑ねよて偏よ夜みの宿
よそあり、れも内幼稚の時節へ能化を
これより以降に十余年を経て後人玉二千
一代 敏達天皇の御宇聖徳ある内年十
日の内照勝紀己年けつじき六月弘海大
德と名ふと内年に十一よりて至海陸東ハ

しゆ津シヤツジより來シテとあり、又曰一二十二代イニニシニ、
用明天皇丁未歲六月禱我モモク弘海大德
を召シ精舍セイサを簷スルんと欲シとあり、鞍神アシカミノ須
あ下シタりて弘海ヒラミよ謁スルてゐる所の御意ミタマ候スル
くれたカ止メとあり、文義モリれも贈スル。又曰
推古天皇吉賀ヨシカ元癸丑ヒツシウ禱我モモク弘海ヒラミ
德ハタケち子コトハタケと誠ハタケて上アマよ奏スル。官符クムフを弘海ヒラミ
徳ハタケち子コトハタケと誠ハタケて上アマよ奏スル。官符クムフを弘海ヒラミ
徳ハタケち子コトハタケと誠ハタケて上アマよ奏スル。官符クムフを弘海ヒラミ
一ヒ玉妙曲ヒタチタツクの四神シモン靈門リモン徳蓋ハタケの津割ヒタケ。ありとそ
峯カミを、寂光シキガち寺チシタと號スル。靈夜リョクヤは寂シキの處カミよ
稚院シロイニの後アフタをひふ。

當山舊記曰、人王二三十代、欽明帝御宇ヨリ
至シテ崇峻帝王子參拂理依天童之誥アマタノミコト、至シテ
羽峯ヒナミツ時、片羽八尺靈鳥ヒタチタツク蜚ヒタチタツク來スル而導スル登千羽
峯カミ拜スル。生身觀世音菩薩ヒタチタツク時、讚スル曰善哉シラク聖者
修勇猛行ヒタチタツク、一身善業普利于他、當感見跡ヒタチタツク。
陀大日所居土アマタノミコト則化成靈鳥ヒタチタツク、揚月山及
湯殿山ヒタチタツク、旦虛空語スル曰我是羽黑神社也アマタノミコト永

欲使汝興吾山即授三面火珠^ナ、
に八人の靈鳥^ハ、神^キ祀^{ヨク}、
車を附^ス、^ト一^ト日^ト、羽黑神社^ハ、
月^ト、^ト陽^トの^トみ^ト、^ト祭^ト、
け文^ト、^トて^トあ^ト、^トき^ト、^トや^ト、^ト又^ト曰^ト、
崇峻天皇

タニ王子參拂理依形質頗爲慕荒相放^ル
北海濱然太子直歸佛門^ト請而師聖德太^ト
子以雜髮染衣^ス、^ト法名弘海[、]心性勇猛偏^ニ
有凌雲志離京城^テ棲遼濱^テ攀羽山[、]終捨^ル
身行住阿久谷^{スル}三秋[、]衣以藤皮食以樹果[、]

平日無他辭、時信般若經力誦能除一切
苦之文、又誦能所一切空之文、故時俗呼
曰能除仙^ト、又曰能除太子至羽峯時
樹陰深鬱而殆迷歧路、時有翔八尺靈鳥
三足來導能除臻羽黑及月山等太子歡
然而歌曰彌也喜茂禮遠能我播俱魯能
也磨加羅須軒珂良迺志呂久那良牟舉
滿天母^ト、山中に鳥游^トとすの祀^ト、^ト代
樹下^ト、^ト塙^ト、^トて^トあ^ト、^ト見^ト

羽澤元六と書曰義慈我なる子承 勅賜宣命
於能除大師 勅使參拂理臣當此大梵ちの
彼よ^ヒ云^ヒノ^ヒ能除大師に詣^ハて官符と放
すと^シ雅集^ヨ參拂禮を能除と^リ羽澤記
よ^リ參拂禮を勅彼と^モ云泥の邊^{アリ}又
云記小 桂吉天皇の勅^スて奉澄^ヨ謹^ム
能除大師と^リふとあり^テニ^シ山雅集^ヨす
崇峻の皇子尊子皇子を能除^ルと^リふ
とあり^テ歴史^ヲアリ^ニ博^クの皇子と奉澄^ハ
日本人^ヲアリ^ニ歴史^ヲアリ^ニテ其形^ヲアリ
もと^リハ^タ記^一號^一として後日考^リの便^トん
也^ハに參^リ御弘海^トもに博^クの皇子の古
事^ヲ能除^一切苦^ノ文^ヲ平生誦^一あ^リ
故^ニ能除^仙と^リ能除^左子^トも云^リま
る^ニ勅使^ヲ下^シて能除大師と宣命^ヲ賜
とり^シ年^ニ歴史^ヲ見^ル（もともと^シ猿^ヲ稱^リる
也[。]

一 種 檜 岩

まるへ天にゆる徑り又て人みす有せぬセすの境あり

古あく、移あれとも、もと、もと、延喜院
延治二年に移りて、と云傳へ侍るを、

一 神堂

天宥寺、寺子、宿去の像と、天宥寛文年中
も、一めて御朱印下を頂戴、一、ゆ中の石階を
渡り、も、御よ、功あり、一事を後年に感し
を代立する。神堂と、意次の名を、御下す
ニ、神、鞍川の、権利加屋、勅ノ、事照、權現の
手水石、おけ人の化と云侍り、伊豆守す。
功名を、あ、一、人と、將が配下の者と、

うち、車、芭蕉庵、三山頌礼され、以追悼の
句、

其のた、羽に、之法の月

一 神輿、舍

壇上より、御行、の神像を、三、六月、十八日、二、七
の神輿、を、大堂の、あ、御冲、一、所、御を、一
巡り、内先、よ、拂を、渡、も、又、ある御、より、懺悔、御
出、一、神幸の、佐、まん、社、御、向、き、も、佐、まん、を、
後拂、子、を、舞、古來、ハ、禮、或、若、お出、一、と、を、
中、ち、御、大堂の、御、福、は、席、を、渡、て、神輿、を、持

一又重塔

す

移川秀松堂の工事にあり、至治十二年の
株れあり。文曰出羽守大泉庄羽山の重塔
株れ天草年中平將門以がる地成著薩の
像焉汎へ安永之刻ニ重塔建立を後平る
時正和二年建立大室寺き後後守麻原
政氏再興人王百一代 因融院師空永和
二年六月入弘前守大白佐井有部運基作
草木十二年七月廿七日出羽守第光被造

一下居社

志村伊豆の先安下駄馬の廉久とあり但
伊豆の駄馬の字の字ハ私ニ稱せ一事
主て酒の事ナリ

毛向村よりあるち家羽馬ふ様現を月より
去とけ社より一振あらとりよ又ち御えとす
りよ上件何久吉の下に在りありあとく有
方安堵親世音大士天照大神宣羽馬ふ
大様現萬門得益の日晦天ること薄今
より説ありち御えとむりよあに仁王

門あり並よ闇神を主く、

一 荘金堂

毛向村子あり觀音二十二龜を安置す。豫
倉より御忌御送のまわりとて土肥次第
寛平下向の附達立と云傳へり。本像一
辨あり背に土肥次第寛平と書む。又
十日村より寛平塔とりふあり。古人齒にて祀
たりといふも爲をあらん。

一大正松

同前より羽原記云。大正松とも名
えあり松に陽は葉へ葉れず。而りぬ。ミ
粒ひあり。至るに小社あり。又余の大端を安
置。一々り。案内あげ。よる御の御よろ我大
臣。をト。元始の粥を煮。よ。一傳
ル。とあり。予たゆ。よ後年のあぢ。一
堂様。と。とい。(大無名。也。) 大端は
大臣の誤ち。ト。

一 常火堂

善灰。もあり。尚古の移守と。アリ。多る神
ある人。す。多。の根と。い。ト。二觀を崩

「さる石をもつてあり、刻して文よ承應二年一二
月日當山刑山天宥作之判とあり。神あに
年中薪を爐て火を消せ事あるべく、常
史堂とひふ薪料とて夏月閏五月若先
き猿一人あ二人あとも、聖院へ龕を左、
聖院、鐘院院、沙場、滿年、燒一と、社
堂教主あり。記をに般阿モヒテ年ニテ山雅
集は長歌よきこゝる兜童を召す。内
は彦奈を核を祭奠の奥よりノと泪を流し
ておゆ。尚古に小橋一つあり、櫻室殊庵全之
一道仁化とあり。

一峯入堂

吹誠にあり、ハ宮に十二間の堂、酒井家の
御建立ぢり、山櫻峯入七月有付有あり
同月一日よ入峯刑山三生をまの尼寺を隣年
よ一の名とぞ、行法の写、大紙を絹て疏葉
番椒糖蕃とくこといふ香の豆、豆茶をよき
烟よ喫きて記す者あれを麻よ糸をて庭

昇出一昼夜の事を喰生活して又ノト
む。車五日走より中城の屋へ候詔行す
車五日走より中城の屋を二の馬と
サンゴ活とし、而にりよひて書引ちる事と
日没は既あり二筋は流れてイ彌よ似たり
有小小とニツラリ主ひり承大の字の物と
きの肩よ若あり伏の字の丘よ似たり若
よ座金の歴すに大日の像を入れた中よ埋
木焉を覆ふて是を陽と又魂切刀とし、有
挂馬た人ともん着つるを集て魂と一新

一昼夜のよ伏を若夜へ移下テ中連よ切彦と
り、渡若尾人産仰一人、小本生達とりふき
人取草木を關伽^{水の梵}の生達一人、将の生達
一人、山中のち崩すり、若引五日よ海れ
を退下するの初車吹けの車えられとす
蟹川れを贈^モサンゴ次、月よ獨孤の下ノ
一て太清^ノ三里余ゆ歲^ノ六里有^モとモ、弘羽
守候^モ身の内に要因よ出づるとの吹歲
の事、山伏の能^モ而ちうとヤキ^モ小
モ、

古のいよりたつきよキ絶て

河ふ野のあきをりぢ

たむかまひま乃危く出ぬ

包むりとそりに吹こ一

吹こ一や月にゆきぬはれに

音波よへゆる山風の音

ち二首ハ出羽守後山風歌山風の音の音首

ハ一雲の歌すりと洞深記十一と見不見之

一念佛堂

羽黒後川・善没^{ハシロ}とて西にあり。後川ハ生
利矢源の後を生歎^{ハシロ}とて曰二后川
祠堂全として朱又十表^{ハシロ}を寄附廻向の別
ハ被地よりまた行糸仕^{ハシロ}と善没^{ハシロ}を奉る乃
かに一写小松燈を擅^{ハシロ}て五智如來を安置
お立に天照大神^{ハシロ}、八幡^{ハシロ}、麻羅^{ハシロ}、日吉^{ハシロ}、大山祇
の神祇を廟全^{ハシロ}と作り、又て安^{ハシロ}らに善没^{ハシロ}
たよ二天余あり^{ハシロ}善保^{ハシロ}八年東州高部守河
井村戸主^{ハシロ}と云ふとゆかの建立と云ふ事
向に石を塔を立て、お進^{ハシロ}一と云ふ事あり

二社小松處より下へて戒嚴を解剖す。信
神社の差別をもとと名するを一山よみ法を
改むる人ぢきも歎。一山事。

一山司

神職下して一社の山上をり。雅集曰古來
ハ三日ありて大主と祐一諸の神官ノモ
鬼狀を附与を一めーに今ハ絕ナリトニ。
今羽毛モ山主也。ニテ所の内よ神職也。
山下ニテ沃野原を以テ柳久世。後源にテ村子
羽毛の社家とて吉田氏の内下知を委セ
キの所り假名を乞給。長呼古屋刑部
左支泉古支内と稱。一びり又羽毛モ山主
院号の鬼狀を更て被縫石を三番に店舗
詔のち家勢強代て社職を是よ准せんと
ちりりなよ出入施也。半袖。社家勢被よ
一てち家の下に屬に適吉田氏の内下知を
ぢり共あれ。二祥よあくものまー。爲唐村
泉古支家よ羽毛の社子也。一山雅集と
見るに古い羽毛モ有り。一に奇鴨ありて彼
がよ下り下りとて、六月廿五日大堂のあそ

御子舞あり、社家羽織袴を差一結製姿を
無事によ化作を唱ふに歌よと代まで此羽
守候正下を而居一社飯もね納一々り
寛文年中終失今、羽正もより解玉を渡る
とモ、羽正山社飯拂祭正下に正下に人の
正下羽正へき一々りにちを取つて居ますと
りよ祝もあり、又為鷺村泉右美、崩す、今割
れ斗あきりたりよま供を立とひへと
喰海に記之に歌の間す、ま月の事へ果
る役ともあ。よや。

羽源氏曰出羽正元内のがをも、正元取と
て代くお猿一て羽正山の社勢藏うちし
當初武藏正高左美政民、すまに昇入正津高
モ子彩九郎入正津昌までハ正安羽正山の
社勢よりにより正嚴上京正内一て言ひ法
事より傳へる位よ神をもととあり、又
曰美氏といふ者代にありて本達をもへ
き財ありて正ゆや中止より社家を喰ひ一
向き家の正ねよて羽正山の社勢藏をは
前表範あとしゆのを上句のちとて代役小

生一毛角ハ稻々在山稅水燒乱酒萬事モに
日を暮と云々或人云益家ハ南郡の事も
を羽鳥山の社務職といふ事多有トとい
ふとも例あり事ニ未よ記モ梅本文選ノ内
神勞と出づる文字を美称曰午傳の今櫻
社勢神主祿也永保二年祿祇官移至
國文云應令以清原則房補任小國神主
執行社務^上觀此則非神主外有社務矣文
選劉越石勸進表曰以社稷爲務云々

一執行

羽浦記六之卷に附の執行澤内坊盛承と
き、前光は美清の時文臺^上列主の中ち承
の上を志す人ありけ日大字^下欲小
あり一吹羽鳥の筆代あるの筆を
名れ清ちを初附兩^上神

今ハ執行が職もく代役あり寛文七年未
六月天守の事を一山より訴出^下り書付に
羽鳥山執行も役古來有事亦を云あにし天
下御法度ニ形地を定ハ檜坂ニ下大ひを引
崩^上若王寺を立と云々

一 別當

寛文の序狀ア別當家院とあり古事記
大堂の前よりて室あ院と云ひ稱トリル
や、今ハ別當の山中等を併特徴シ善玉寺
といふ天宿の本創、すりけまの地内ア伊弉
諾石といふあり石の上とに差一室子の御祠
あり山も尾毛をとりて天宿至列ア配流
以来一山を敷山の下に屬一院代をして
一山の上首と院代高木に張付をもる
すりけまの山の上に

善玉寺を祀る堂を去帳は羽馬別當職令曰を
代え元とゆて左高子室政氏より室氏との
戒名を記一室氏の下に三十歳、財天山ハ
年廻取身をヤニア別當をお候本と云く、羽
馬別當を名候本と云く、別當とモ
詔記より社勢職と一色去帳、ハ別當とモ
二院名同のお達、ハあれた上候よいつゝとく
者ハ余あるし社勢職といふものありて本
の善玉寺ア一室尾州高子室の神事事務
よりへたり、羽馬記あるの説經へりした

一 女別當

三山雅集曰女別當藏といふものありて詔書
の巫女を曰う神院勅命の獻業あらうと云
ふ事也承前院セ西國院ニサヨテ奉仕するものなり又秋國院内
の巫女も女として奉仕するものなり其儀式を尋ねる所ノニト云
奉仕石終モ女別當と
稱セ一ノは既もや今も伝承する者憲院ト許

狀を立て羽毛流の神事とて神院もるを云
ありとぞ寛文年中聖護院ミ井神祇長上
り作出生れすより又義より捨流
作出生れすより又義の故をひて考へたる神
院宣乎ちの御事ハちの御の事より屬するとのと

は是ニキモ元より羽毛流の神事と云ふもの
ありてよ早年_精あをゑを

一 長史

尚藏今ハち三山雅集曰西明寺財類也云
帰途の後尚藏の探歌小萬洋中乃庵を下さ
れたり中乃庵男子二人あり庵とモ更神_主
神をされ一日十日替小仕事を掌ら一め上
旬中旬下旬度と云一とあり又羽毛流十え
きより首光衡とし人太中鶴村の大山の
上にて絹切ありて後荒院の中よりもどりま

上句と名付僧院の事を執行りを、中句とて
賢きを一人空めて政勢を回らむ。下句と
て武きを一人立刑罪の事を回らむ。是
今のモ向流川・蓋川・よきトニモ史の招也。
時代ハ後涼草院の役トあり。モ史の出。
而あ院題巖寺モ雅集ヨ上句館ハ流川村ナ
あり。中句館ハモ向村金剛水と白塲小寺。
のるにあり。下句館ハ上裏所と福壽山との
写ヨあり。後は而よ光明院を経テ院
毛屋敷トヨリ。今ハ別南里坊屋敷トぢれ
アトアリテ盖川の事ハ見ム。

一 景額

雅集同幽山旧記曰。七十代 後名洞院永
久二甲午年大僧正行る來羽黒而入峯。保
安二年西年被入峯。以為頑徳而衆議而
艸創字頭院室号勸學院止住一歲入寂。
云くは車東考焉僧を知もトイヘト。少君
浦に死ニ又行る塚トイフアリ。多ひ風矣
とりカハヌキ塔のきにありとぞ。洞院記ニシ
老に景額法性院も言と乃リ。其後詩ノ方

学取を一ゆの上首とあひて、ハ焉ぢり、先手
大社考より記し、侍れを畧々御史旧記の類より
てもを職の事、ひちくれ侍り申す。

一院主

今ハは職すと、も向村は院を庭すあり、一と
りの事、史の下に注せ、光明院をとて三百
坊の院、うりと云侍へり、ゆ津神主家の舊
記より光明院法願とあり、是ぢりとぞ、玉ふ
雅集に巻之大師院をとちくをゆる事有
先年大社考より記す。

一二先達

今智憲院、穂院、華嚴院、すがり、也も早ニ
十一^{「具ニシニナリ」}すあり、當時別苗の外に、二先達の上首
ちもの、一ゆにあ。

一左廳

真因仰集といふ者代、主職を侍へて侍へん
古法、よ左廳あり、一卒東懸よ委ー、建久
元年十月、陸奥、よ法郎の地役、益ち、左
左廳の下知には、へど名作せざれ、つる半
あり、まえ中に、よ可、じく承り、御作せ、御任をもき

左廳は毎日の禮ちりとあり、祠主左廳今
祭微よして効絶もか一ふる席の附、三
先達の次並ま前の上よ左だ。神事法式乃
序へも上下を差して先祖神よ其令子孫
と云一人なりりにち多と形とて一
山の御記旧祀を掌て大を材のゆゑよ厚れ
ニ度出にとど、信是をスウキ仙とりふけ人
のゆきりの見ゝる事あり能事と云月
古信曰スウキより以ちの左廳祠主年也
ニ當山の神徳を廣めて年主也を招を引渡し

タリに拒こりき方角りモ多面別あぢりて
左廳立腹切て祀を終よ夏月を擧げて
モ年被地ヌ穀實らん處よ那中一回ノ羽
鳥よとくとて、而故の祀を感謝を流例と
て被地より毎年嘉祥の遺共多田畠を有場
とぞといふ。又稻田有神・津社あり、嘉祥の女
左廳より神子の許狀を受てちりともと
左禮を外旧祀ある見るに左廳といひハ社
廟山伏の法を引くものよりあくた換ちるに
其田都今ハ名地もちく祭微すれ、右格を

將一て山伏向あに牛^午主を出一萬筋
とめて奉を拂うるよや、大堂の初穂殿後^ホ
も列坐三先生向あに配うとん

一御師

某も二年先廟院より吹浦進着家へ^一
より御室の内より御師在處とあり今ハモ職
をさうや但御師管院院と書ふづれと見
する事あり、極ちりに上右多可あり^{タリ}附の
名目ち承山伏は残り一^トモ、但浦氏也後玉
萬の卷より左をり爲ハ弘の左の方^ヲをきる

よもすりけ御作、御^{アシ}りらぬもすや西
の宮にまくりるとあれを祈る者有^モとし
御師といひ^ムきよや、本體^ム御^{アシ}をね
して御師といひ^ムモ文曰年來御禱師權
称宜光親神主弘安元年公卿勅使記云
無風雨之難無爲可^レ遂^ム使節^ヲ之由殊可^ニ祈
請之旨可^レ御本宮御師并祭主官司^ヲ
御仰^ムは形禱神の署^トモ、

一日代

も向村は日代風姿といふありとてよ^シ雅集に

見へたり今ハモ藏也

大神弓弓神事位記は東三日代則能神
ミトアリ有ハ彦社ナリ一ト又ヘタリ

一夏一藏

ニ山雅集に古ハ夏一藏と善めの行リ一と
又ヘタリ今ハアリ

一松聖小聖

山伏蒲年に見を勧行九月廿日より演教し
佐連を引本を以て歎経を擱一燈上よ停る。
當月より元内二部を勧進を位上生産とて

二姐あり生産を委移れとより九月廿二日

二姐の松聖小聖二人既以て人曰左モテ
西足村よ入西足村を勧近始ヒモニ二姐

各神湯よ扇子を流て持手に持今ハ僧神湯を
戴初被を出ん右腰ハ余に儀今ハに未に滅
古人曰古人始齒而よ化一て生を見立す
り左ヨ西兄といシ放小弟を勧進の始と
もるとモ亦ヨ生然もある(きよや松ヒソク
ハ松明の異神モリ)極月廿八日二姐より人

是大勢大堂へ雅集一一大松明二年を詔

を包み大縄にて結び一中の松明より引いて
握りむ手を二十二束二把を一握り、一束飯乃
握りするを双方よりねあふとぞ除取のまは
よ大屋より人足十二人ニヤの松明より大縄
を付双方競て引出一一度度より押立候松明
とぞ引出ニ先達より隠年に生一石垣乃
ちに火を發て立至、モ尔百松明とりあをそ
くよお出一坐に火坐て寺合跡も事後一火
事天を徹て一小白日のもと一、ゆ伏伏ス人色

この夜夢一寝ねぬの間に生一人を西司と
福一又宣天に人を沒有と早に、もと上りと
下さに種々の種類ありて大地を踏墮める。ま
似とも、その後而可立て人を五彩まかま来て是
天をナガミの教を後もたらわやといへる
人の後共憲法と言ふ。然御柱現東三十三
ヶ國の地檢を改めゆき坐然すりとりの半と
嘴を位上と仰ハ仰上ヨリテ伊豆より上
とりよしや先乃ハ山底より、又その後少奇
とて男二人女の二とく化粧一ちき坐ゆれと

肩先よゑー羽玉の月よ湯波ニ而桂現加護
所と申すとあい笠としわをゑー

昌佐圖解
ヨウサツブ

の天ふの冠よ
仰ぐるあすり列齒のあに坐て盆を戴歟アキ
勝ゝゆの後刻又出石歟キあい笠を流て
正立吉ハニ品を玉立まへき一ノトモ初夜
吉松よお送以葉來列齒へ切ルといふ 姫人
石歟キを手にね後松門を三巡トモ方々更
てしけ方々有ても君事にとしよ 又二人あり
苦茶益ワラブの申に端硝をゑて大松門の手よ待又
椅を薙く片ハタハタニ角に二ツ搭ハタハタ大歟小歟と
出付二ツあらきて扇の取とー是を歎ニ爾と
りと兩者の傍ハタハタ端硝の上よ抜寝奥と
矣詫の大聲をる松門よてあ西ハシマヘオ散ハタハタ
あい笠ハタハタ二人口附よ競て顛を繕ハタハタ大
松門よ先よ競ハタハタを繕とー繕れハタハタを
質とも位上方徳ハシマ年ハ西ニ十三ニテ國を
言とー下ニ十三ニテはを凶とを去年の唐ハタハタ
社集ハタハタ侍りて格式を見とーに繕よ殊徳ア
ありしき侍。七月七日の夜よも顛を繕ハタハタ
車ハタハタりとりふ年中行車無文ナリて記を
に附ハタハタ。

一
神
子

た所思せりありまじるありとて姫女あり料にてニ
平家御法記曰仙臣のあは大梵天のたむ
とりよ神女とも一生の祀の引神としてかね
たりにとあり、源平重裏記にも書へ十代
高倉院安元二年歿下のゆゑ立廟の所に
坐羽の御玉より上へる言とより童内する
筆アリタリを十禅師の内ありて俄よねひ
出て舞マニカナしてとあり、

一減罪方

全劇院護摩堂正音院にて一二年あり二
十一ニ年の内あり

一
鶴山伏

三月金城を向村より往き徳古より詔書出
て牛王寺移を引夏月ノ左山ノにて尼寺を

東禮十九日是日辰久二年又月出羽國里
山邊有鬼氣流等群鬼是所訴地頭大泉次
布氏平一也仍今日為神主其行遙一丈尚
山先例非地祇迎止一旦可停止入取追捕

之を故將軍家ゆきも明之宮山内令安
堵ミミ民平或難御方ハ干牧之福國或
於の因致口入ニ系ニ謂ニ里元祐中之氏
平之格陳謝之官背先例張弓之臣事
不可独し詔文仰望之云く、

太平記評判曰天下に奸謀の輩々にて
中喧々然れた貞財至よ是を知りす教
一歳年を経ての而につ確をあくちく釐鳴に
わの所り、貞財数年つ確をつゝ人をうりし
よ今け事所り何事よや、何うりんあれ候、

とて度前へ石毛々れを山伏の法師十八人
庵上よ來る、貞財は傍走シテ、何事よや
と宣へ、ハ出羽國御馬シテ山伏たまてひら訴
訟ありて居上り、よーをヤ、貞財もい
あれへとて度のをへ書をひれど、山伏乃
を宣て後更用極シテ、何の訴訟のあれハぬ
か汲シテをゆふをひれを度法のてとく山伏
追上仕り、口上の半シテ上りんとヤ、貞財訴
状被見シテひいてね事のよーを向ひふ中
に年長シテうづらめてやうり、相馬山より法

坐を起るゆ伏のまは中に難法を行ふ。而
の者も猶多の因としてり。を又多くあり。至
それに施せらば能効のとくゆ伏の内たる。
り。をもちくのゆ伏の中へ擱めてき。さる
法にてあそりよる。二月既上端より
羽毛のゆ伏を一人擱めてまきてり。小
ちよへつりをされたり。ハ行の罪穢とす
らなりに愈よ害されりよ。坐てり。其
罪穢を乞うて我等中にはりをあり。よ
伏の中よして罪穢よけひらがん。故將軍

頼朝彌の法用玉もゆくアモリ。ひづれを文
半毛られ、あ丈ハ暗之。け半よよりて後日
祥宣院九人石殺され。至流され。一更あり
山伏の中よて罪科よ。ひづれ法ハ深く完を姓
罪人を入れ方より小石を投入。寺教をと
石を投ねめ。以を石殺を勧。山伏といふ。彼古ハ
沃因坊といふ。石殺を勧。旣磨年中罪人まで
大善坊と云。一ゆ伏を殺を勧す。一にあ
窮たにそむけ。絶えたり。とりよ。

太平記二十七。曰羽毛といふ。ふよ名をへ。云

君とりよか伏ありとてり、回詳利よ大江田
三神古美り別體の事相もよ伏とあ義貞
陰謀の古文の便をもととてり。

一業仕

法よは向。ゆのちり一まにちやの福あり
一をもと役とあり、ニよ雅集、西明寺財
也ふの次羽毛よみて業仕をめりひゆふの
財出の様頬に拂津中筋を下もとと有
け人出家一西明寺入居意心と号。一世より
死まと被衣一妻歿古美つ二階堂一人召
知ゆく。モヤ。

冥一密よ貌を寢一六十條刑を被行
みテ事一二年をくわまのきの者を居ん
さめりとて、法よニるに千人の程更
の紫を記一て福倉へ歸り。一車太平化
評判よ見く。うり業仕法師の宅中ねよ塔く
追風をくされたり。事あり。一を左のてとく記
福一あり。よや業仕を缺て久多ぬよ
居ゆく。諸事務る人のあらざをいりて
知ゆく。モヤ。

一大工

社飲酒用八十石飲食、天官の免事を許出
る。日安の因より事より羽毛と大工設セシム
と申す。御用八十石室を院を辦はて云々押
印をとあり。

一 犀牛山

は山三サ丁よりて十石下又八十石入力才
ハシ余羽里は山の隣山あり。ニ山雅集より
犀牛山ハ山の前牛の模たれに似てに
付名。滑墨に斑毛を身によそへてあり。牛
リモトリ。而文役ある名ありと云ふ。同

書に山工の室版を蓄禮。山月の事と厚いと
あり。今ハ月山との二點をれをも厚く。事
ある人乎。舊經記よりは清川とヤハ羽毛
檀稅のこゝト。すり月山の禪定よりゆめ
にてに流れ落たりとあれを年代より月山
と稱せらる。もしくや羽源記を見れ
ハ全別處上品上生をあひ。源伊弉諾乎は
て月山の頂上より出現とあり。別毛より流
侍。鹽土老翁が因鳥給。一書めのいとひよ
文を見れ。け峯に出現。一書めのいとひよ

モテ御宿ハ東都に達一と見ヘテアリ按
ちに伊勢昔の合モハ伊勢諸侯の承認
諸侯ハ西征院の承認ありと例の二世ノ附
會一とて況ち一夏月高防の所ハ羽毛
より列齒代魏乃代として高僧也由生羽ち後
け山ヨ一星を石毛色夜一ゆく附

月の華やかな夜の夜はまたそれと
神のうらやまひ風や吹き
轟かりき籠の下にふみて
雲の上ぢる月を見ゆれ

あ、大守の内歎と、羽瀬記十一に見えた
「う、羽瀬月、山陽本、山雅集」を向文
殊院昌嘉の筆記として、吉沢のち藤あらゆ
選述あり。江陵北菴淳生顕輝を、北村湖
え跋文をかへり、この手の手詠詩歎速能の
口号を記して他邦よ廣め、こゆよ、あを窓、
ちりの功大すて選述の序略とあられ侍
よ、独とり（た、羽瀬昌親）、伊豆波神社す
事を書かへたる年、何處の事もや、侍役者
の心を推するに月色を牽牛山延喜神名帳

よ哉きる飽海郡月山神社と心は違ふに
伊蘇波神社より事をち淺くすりと見
正月より山中にて雅集す又ち早と見
ゆ、神早より延喜式生羽國正税の而に月
山大内忌祭料二千束と申す、神早に神
早を對一參拜も排列するがすり、吟誦
村よおみ詠を一曲と申すり、生羽國九神の
内山神、山中より、延喜式生羽國九神の
神社、月山神社、小内忌神社、田川郡三座、大内忌
至佐の豪神社、賀神社、伊蘇波神社是之

右六神ハ神名也よ哉侍。社すり、田川郡羽
黒月山陽波、ニ山の東延喜式生羽國によつて
也月山月山同字よつて排列す。大社
考又小寺氏の申れよ。延喜式によ委儀れ也
墨之浮生り歌辭よニ山を生羽國飽海郡の
三岳と申すもニ山、田川郡よつて羽早
伊蘇波神社より半をあつさりゆ(すり)
延喜式中伊丹橋州にあり、延喜式延喜
ち社領内所のたゞ羽黑を田川郡と申す
ま氏考あす。田川郡とも。享保十三

戊申歲因川郡増川村沙科十一ヶ村私從十
にナ村と羽馬小字向村郡山燒車論市歲
許狀する飽海郡の坂口（モ）地面内五割の
立云因川郡ぢり事例白よりニ郡の地勢
因川郡（モ）立有よ一て山よあれり飽海郡（モ）
西也よありて海よより日月ふの飽海郡
を立すり半里乃至アリ、羽馬六月山
の下よりて山邊ぢり、強て羽馬を飽海郡
といちと延喜式二代元源の因羽馬神社と
括（カタカタ）きす、式外の神と是をいソん、歎

「（モ）き事、より五代の年代記或ハ或江根
津社岸陽山城本幡神とホ羽馬を倉稻魂
命と一御、大和三神社神（モ）り、羽馬、
因川郡（モ）一ト伊豆波神社（モ）半を創
さるり（モ）、工作するい（モ）、もととく皇孫
み多（モ）二神の角玉依姫、伊豆波神社よ
一ト後（モ）羽馬よ移（モ）又今之羽馬（モ）移し
羽馬檜現と稱（モ）、又（モ）伊豆波の号を、
於（モ）うりとりへ（モ）、社ニ神、（モ）精玉唯食（モ）後世を
向是役ニテ而よ移（モ）一神所（モ）不檜現（モ）、

之に准じて羽玉ニ西施貌と稱せしと
見へり。も向善波社屋の因心^{ハシ}にて居る事あり
れど、^ハ腰^モ毛筆^モを拂^ムむものぢり、
然^ハ斯^ニ和^モとりか。因^ハよ^ク爲^スリ^トはあらずす
也。又^ハ其^ノ那智^ノ御^ミ遠^カ浦^カ離^カり^トモ、羽^玉の
ち^ニ御^ミ化^カの事^カある^ト様^モは^シ似^カい
也。^ハよ後^ハ世^ニ混^カり^トて古美^ヲ失^カキ事^ニ
有^リ。

雅集御正月詮視の余下に後日本紀九年曰
貞觀十五年五十六代清和帝賜位山二位封二戶

貳戸与本并各四戸、毎發軍使國司祈禱
故有此加増也。清和天皇貞觀

年より元至七年まで、凡二十二年の間大

お志神社、月山神社、小出志神社、鷲瀬神社
ホ（神階を存れ）一爭、ノリ（存れとも至
賀神社、中臣佐の夷神社、伊豆波神社、お
神階の争ひ見（も）ね又田川郡三山の争
見（も）ね、而名未（す）、雅集の選考、御史參
考（さりとせり）やうする未（す）、不實の更
をも見る所を以て、今記（し）て君主の明辨を

めのすり。

82835

山形県立図書館



1-0324409-3